

# 令和4年度牧谷小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和4年6月1日改定

## はじめに

ここに定める「牧谷小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、令和2年4月に改訂された「美濃市いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

### 1 いじめとは

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。法：第2条

※一定の人間関係とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

#### (2) いじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 2 いじめの基本認識

- (1) いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (8) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## Ⅱ いじめの防止（未然防止のための取組等） ～いじめを生まない土壌づくり～

### 学校の基本的な考え方

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。子どもたち・保護者の意識や背景、地域の実態をもとに、年間を見通した予防的な取組を計画し、実施する。

### Ⅰ 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

主体的な活動を通して、子どもが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとることができる「心の居場所づくり」の取組を大切にする。子どもにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つであるととらえ、教職員が子どもに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することによって、子どもに自己存在感や充実感を育む。そのことが、いじめの発生を抑え、未然防止につながると考える。

#### (1) 子どもの眼差しと信頼

子どもは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもを傷つけ、結果としていじめを助長してしまうことにも留意しなければならない。教職員は、子どもの良きモデルとなれるよう努める。

#### (2) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要となる。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築し、心の通い合う学校づくりを推進する。

#### (3) 自己有用感を高める学級活動・児童会等の活動

小学校時代は、仲間との相互発達の時期であることを踏まえ、仲間と教え合い、学び合うことができるよう、学級はもちろん、縦割り班、通学班、クラブ、委員会など、できる限り多くの仲間と関わり合うことができるような機会を設定し、活動を位置づける。その際、子どもが他者の役に立っているという感じ取ることができるような活動を工夫したり、子ども同士が認め合う場を設けたりすることによって、より自己有用感を感じ取ることができるように配慮する。教職員は、目立たないところでも誠実に役割を果たしている子どもや頑張ろうとしている子どもの行為を価値づけ、広めるような声かけを心掛ける。

#### (4) 居心地よい環境づくり

日常の授業や諸活動においては、考えを交流する場面を意図的に設け、考えには多様性があることを知り、自他共に大切にしながら、主張したり、同意したりしながらよりよい解決の仕方を学ぶことができるようにする。そのために、規律正しい態度で授業や活動に参加し、活躍できるような授業や活動を目指す。

## (5) 子どもの主体的な活動

児童会・高学年児童による主体的な活動によって、認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを推進する。

### <スマイル班(異年齢集団)活動>

(「スマイル班活動構想図」参照)

#### ①ねらい

- ・学年を超えた児童の意図的活動や交流を通して、協力し合い、よりよい生活を作りあげる力を育む。
- ・子どもがかかわり合う喜びを感じる心を育む。
- ・高学年を育てる場とし、高学年の自己有用感を育む。

#### ②ねらいを達成するために

- ・かかわる喜びを味わうことができる活動を設定する。
- ・児童が主体的に取り組める活動を設定する。
- ・教師は、スマイル班活動を通して子どもが育つメカニズムを理解し、適切な対応に努める。

### <「ひびきあいの日」の活動>

- ・よさ見つけの活動を児童会執行委員が中心となって行う。

## 2 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、様々なかわりを深める総合的な学習を充実させることは、豊かな心を育成する。

### (1) 人権教育の充実

(「人権教育推進計画」参照)

#### 【美濃市人権教育でめざす子ども像】

- ・自分の大切さとともに他の人の大切さを認める。
- ・本来持っている自分の能力を発揮し自己実現を図る。(確かな自分づくり)
- ・人と人とが豊かにつながり共に生きる。(支え合う仲間づくり)

人権感覚の育成には、いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちが理解することとともに、学級をはじめ学校生活全体の中で、自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを子ども自身が実感できるような環境をつくるのが大切である。このことを踏まえ、以下のような活動に取り組む。

#### ①福祉活動

ア 高齢者とふれあう「美濃北デイサービスセンター」訪問

##### ㊦ 1年生～5年生：お年寄りとの交流

年に1回、学級活動(1,2年生)や総合的な学習の時間(3,4,5年生)に訪問

##### ㊧ 6年生：お年寄りの気持ちを踏まえた交流

- ・学期に1回程度、交流する。
- ・職員の方から事前にお話を聞いたり、これまでの交流を振り返ったりして、新たな視点を取り入れて取り組む。

イ 地域の方等とのふれあい

##### ㊦ 生活科・総合的な学習の時間

- ・ 1年生…生活科「新一年生との交流」・「紙漉き」
- ・ 2年生…生活科「地域探検」・「紙漉き」
- ・ 3年生…総合的な学習「カタクリの里」「お茶摘み」「虫送り」「瀧神社」「助右衛門サのもみじ」・「紙漉き」
- ・ 4年生…総合的な学習「美濃和紙」・「紙漉き」
- ・ 5年生…総合的な学習「板取川の環境」「新一年生との交流」・「紙漉き」
- ・ 6年生…総合的な学習「牧谷をプロデュース」「美濃市をプロデュース」「紙漉き」

#### ④バスの運転手さんとの交流

### ③『美濃市人権教育指導資料 同和問題学習』に基づく社会科における同和問題学習 ＜6年生社会科＞

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| ・ 庭づくりに活躍した人々  | 室町時代「新しい文化が生まれる」      |
| ・ 厳しく差別されてきた人々 | 江戸時代「人々のくらしと身分」       |
| ・ 医学を支えた人々     | 江戸時代「新しい学問・蘭学」        |
| ・ 差別に立ち向かった人々  | 江戸時代「国学の発展と新しい時代への動き」 |
| ・ 残された差別       | 明治時代「新しい世の中の文化や生活」    |
| ・ 差別をなくす運動     | 大正時代「生活や社会の変化」        |
| ・ 基本的人権の尊重     | 昭和時代「くらしの中の基本的人権の尊重」  |

### ④「ひびきあいの日」の取組みとしての人権感覚を高める授業

- ・ 人権教育週間近くの11月下旬に、人権について考える授業を行う。
- ・ 授業後に、市の人権メッセージ展に向け、人権に関わる思いやりや温かい心、互いに理解し合う心など、人権尊重の考えや思いを表現する活動を行う。
- ・ 作った作品を発表し、思いを伝え合う。

### ⑤その他

障がい（発達障がいを含む）、国籍、性別等に関係なく、周りの人々を大切にす  
る態度、相手を思いやる気持ちを育成する指導を行う。

## (2)「美濃学」の充実 （「美濃学全体構想図」参照）

子どもは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。そこで、「ふるさと美濃の自然・歴史・伝統・文化等を体系的に学び、地域を理解するとともに、美濃市のこれからの考えることを通し、ふるさと美濃への愛着を高め、魅力あるふるさとづくりに取り組む“美濃人”としての資質や能力の向上を図る」ことをねらいとする「美濃学」を推進することによって、発達段階に応じた体験教育を体系的に展開する。

## 3 保護者や地域の方への働きかけ

P T A 総会、P T A の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

### Ⅲ いじめの早期発見 ～兆候を見逃さない・見過ごさない・変化を敏感に察知～

#### 学校の基本的な考え方

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。また、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することに努める。

#### 1 日々の観察と情報共有

いじめ早期発見のためのチェックリストを活用し、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。気になる様子があったら、担任をはじめ他の教職員と積極的に情報共有し、いじめの早期発見につなげる。

#### 2 アンケート調査

##### (1) アンケート調査について

- ・年3回各学期に「心と体のアンケート」として実施 6月末・11月末・2月末
- ・記入しやすいように、いじめ以外の項目も設定する。

##### (2) アンケート結果の取りまとめについて

- ・複数の目でチェックする。担任→教育相談担当→管理職
- ・さらなる確認が必要な場合は、「いじめ対策組織」に報告し、本人等への聞き取りについて協議し、組織的に対応する。
- ・結果を取りまとめ、職員会議等において、情報共有し、よりきめ細やかな児童対応につなげる。

##### (3) アンケートを受けた面談の実施について

- ・記入結果をもとに、1学期・3学期は配慮を要する児童に対して、2学期は全児童に対して2者面談を実施する。

#### 3 QU調査

- ・3年生以上の児童に年2回「Q-Uアンケート」を実施する。
- ・アンケート結果を活用して、学級生活満足度、学級集団の状態、学級集団と個人との関係を把握し、いじめを受けている、不適応になっている可能性の高い児童の早期発見に努める。

#### 4 教育相談

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして、教育相談を行う。また、本人の表現や言葉のみで全てを理解しようとせず、言葉にできない訴えたいことを教師が察したり汲み取ったりしながら聴くことを心掛ける。事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように十分配慮する。
- ・日常的に発生するトラブルにおいては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、「背景にいじめがないか」との疑いを持ち、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。

## 5 相談しやすい環境をつくるために

### (1) いじめの相談対応の周知

- ・年度当初の全校集会、児童集会等において、生徒指導主事が、いじめがない学校を目指していること、そのために「いじめ対策組織」があること、その構成員、活動内容、いじめを受けた場合やいじめを見つけた場合に、どうすればよいかを伝える。

### (2) 保護者との連携

- ・本「牧谷小いじめ防止基本方針」について、各年度のPTA総会において保護者に、学校評議員会において関係者に周知する。
- ・保護者が子どもの変化に気付いたり、心配なことがあったりしたときに、気軽に相談できるよう、日ごろから保護者との信頼関係づくりに努める。

### (3) 地域、関係機関との連携

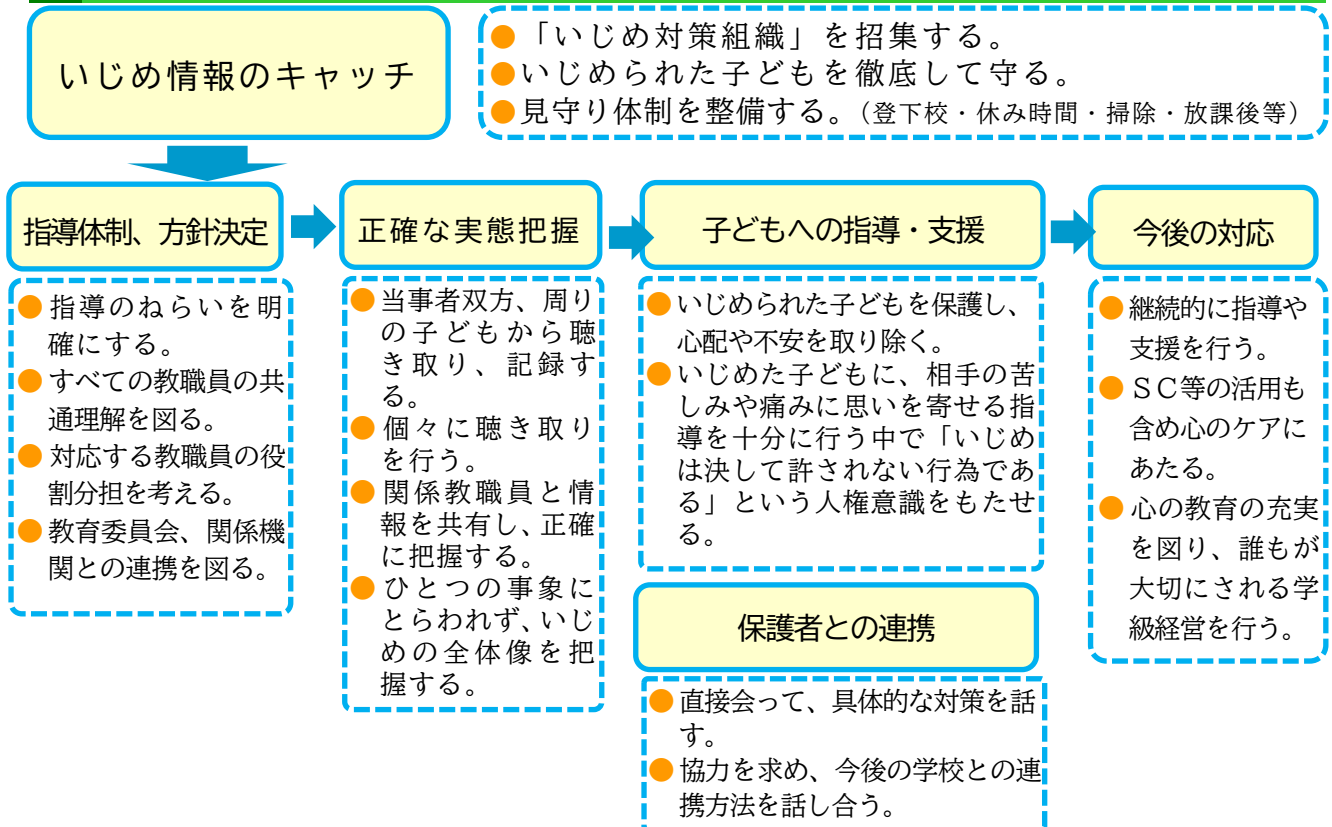
- ・学校評議員会をはじめ、子どもたちに関わりのある人々に、「牧谷小いじめ防止基本方針」やその取組について情報提供し、いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、関係機関及び専門諸機関と連携を図るよう努める。

## IV いじめ事案への対処 ～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応～

### 学校の基本的な考え方

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが肝要である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて、学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

### I いじめ対応の基本的な流れ



※子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに関係警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 2 いじめ事案の対処

- ・ いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに「いじめ対策組織」へ情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・ いじめ事案への対処は迅速でなければならないが、事実確認においては、決めつけや憶測での判断とならないよう、慎重、丁寧に進め、全容が明らかになるよう努める。
- ・ 聴き取りの際には、複数の教職員で対応する、女子児童生徒の場合は必ず女性教職員が同席する、さらに、連続して長時間に及ぶ聴き取りにならないように心身の健康に十分配慮する、状況に応じて本人の同意のもとスクールカウンセラーを同席させる等の配慮をする。
- ・ 教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- ・ 「いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、次のような手順で対応を行うとともに、教育委員会へ報告する。

### (1) 初期対応

- ・ いじめを受けた子ども本人の訴えを十分に聴く。
- ・ いじめを受けた子どもからの訴えを保護者に伝え、情報を共有し、協力を依頼する。
- ・ いじめを受けた（疑いがある）子どもが、自分はいじめをうけていないと答えた場合でも、学校が把握している事実や状況からいじめを受けている可能性があるという認識を持つ。
- ・ いじめを受けた子どもや保護者の意向を踏まえつつ、学校の「いじめ対策組織」で、いじめを受けた子どもを徹底して守るための具体的な手立てと、指導方針を明らかにする。
- ・ いじめ克服のための学校の指導方針について本人と保護者に説明し、理解を得る。
- ・ いじめられた子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに子ども相談センターや警察に通報し、適切な援助を求める。

### (2) 正確な事実把握

- ・ いじめを受けた子どもの訴えをもとに、順に、いじめた子ども、周辺の子どもの聴き取りを行う。
- ・ 事実確認においては、いつ、どこで、だれが、何を、どうしたかについて明らかにした上で、事実関係の整合性を確認する。双方の説明が一致しない場合、事実の整合性を図ることのみに固執せず、他の要因があることも視野に入れ、慎重に対応する。
- ・ 「いじめ対策組織」が、いじめの状況を詳しく把握するための調査が必要と判断した場合には、いじめを受けた子ども及びその保護者の同意を得た上で、他の子どもに対して「事実関係を明らかにするためのアンケート調査」等を人権に十分に配慮して実施する。
- ・ 正確な事実把握といじめ事案の全容理解を行うために、「いじめ対策組織」は、積極的に関係諸機関及び専門諸機関と連携を図る。

### (3) いじめ解消に向けた指導

いじめの解消とは、いじめを受けた児童生徒がいじめを受ける前の生活を取り戻した状態になることである。そのために以下の指導を順に行う。

- ・ いじめた子どもに、自分が行った事実を認め、なぜ相手の心を傷つけるような行為

を行ったのかを見つめさせることを通して、自分の何が、どうして悪かったのかを十分に理解させる。加えて、いじめた児童の心に寄り添うことも必要である。

- ・いじめた子どもの保護者に、いじめた子どもが行った事実、指導の経緯、今後の指導について説明する。また、「謝罪をもって安易に解消することはできない」ということを確認し、いじめを受けた子どもと保護者が安心して学校生活を送れるようになるまで、学校といじめた子どもの保護者が協力して取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築く。
- ・いじめを受けた子どもと保護者に、指導の経緯と今後の支援について十分説明し、理解を得る。
- ・いじめた子どもに、今までの学校の指導を理解し、行為だけでなく心を傷つけたことに対し謝罪するよう指導する。合わせて、今後はいじめをしないことを約束することを心の底から思えるよう指導する。
- ・いじめを受けた子ども、いじめた子ども、双方の保護者の同意を得て、全体指導を行う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消に向かうことはできない。また、いじめた行為を戒めるために、指導の過程でいじめた子どもに対して教師による一方的な叱責等を行っても、いじめた子どもは表面上反省したように見せかけるだけになり、いじめた自分を見つめて改めようとする気持ちを持たないままになってしまう。いじめ解消に向けた指導は、いじめた子どもの言い分を十分に聴いたうえで、「自分がしたことは相手の心を傷つける行為であり許されない」ことを理解させ、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

#### (4) いじめの解消

いじめた子どもへの指導後も、いじめが解消するまで、継続して経過観察及び支援を続ける。

いじめが「解消している」状態とは、いじめられた生徒が元の生活を取り戻している状態を言うが、そのために少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ■いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3カ月間継続していること。ただし、いじめの解消に向けてさらに長期の期間が必要である場合は、いじめられた子ども、いじめた子どもの様子を継続的に把握し、必要な指導を行う。

##### ■いじめられた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」と判断した場合でも、半年、1年後に、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。



## V いじめ防止等(未然防止・早期発見・対処)の対策のための組織

### I いじめ対策組織「いじめ未然防止・対策委員会」の設置について

法第22条を受け学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を速やかに実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、常設の組織「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。また、必要に応じ、外部専門家等の参加を求める。

**常設の組織の構成員** 校長・教頭・生徒指導主事・特別支援コーディネーター  
教育相談コーディネーター・養護教諭

\*教育相談コーディネーターを養護教諭が兼務することもある

**必要に応じた構成員** 保護者代表・学校運営協議会の委員・スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー  
子ども相談センター・主任児童委員・民生委員

### 2 いじめ対策組織「いじめ未然防止・対策委員会」の役割について

「いじめ未然防止・対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる以下のような役割を担う。

#### (1) いじめ未然防止の環境づくりの役割

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

#### (2) いじめ対応の窓口の役割

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。

#### (3) いじめが起きた場合の諸対応の役割

- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があったとき、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた子どもに対する支援・いじめた子どもに対する指導の体制・対応方針の決定し、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### (4) 「牧谷小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認の役割

- ・「牧谷小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・「牧谷小学校いじめ防止基本方針」における年間指導計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・「牧谷小学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

## VI いじめ防止等のための年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 指導方針・指導計画の確認</li> <li>・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明</li> <li>・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信</li> <li>・職員研修会の実施（「方針」、対応の仕方）</li> <li>・スマイル班開き</li> <li>・自宅確認</li> </ul>	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回Q-U検査</li> <li>・いじめ未然防止に向けた全校集会</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評議員会等で「方針」説明</li> <li>・心と体のアンケート&amp;教育相談の実施</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タウンミーティング（6年生：児童向けネットいじめ研修）</li> <li>・第1回教職員評価</li> <li>・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 *夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り</li> <li>・個人懇談</li> </ul>	・第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会）</li> <li>・Q-U検査結果の分析と交流</li> </ul>	・夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だよりによる取組の見直し等の公表</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回Q-U検査</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心と体のアンケート&amp;教育相談の実施</li> <li>・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひびきあいの日」</li> <li>・児童会執行委員会による仲間のよさみつけの取組</li> <li>・個人懇談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季休業中の指導</li> <li>・第2回県いじめ調査</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 *いじめ防止対策の取組についての見直しと改善</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回学校評議員会</li> <li>・大縄跳び大会</li> <li>・心と体のアンケート</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6年生を送る会・学校だより等による次年度の取組等の説明</li> <li>・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 *次年度への引継ぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回県いじめ調査</li> <li>*兼国の調査</li> </ul>

## VII 学校評価の評価項目

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して、適切に機能しているかどうかを、学校の「いじめ対策組織」が定期的に点検する。そのため、学校評価にいじめの防止等の取組に関する以下のような評価項目を設定し、必要に応じて見直す。

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組
- ・早期発見・事案対処のマニュアルの実行
- ・定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施
- ・校内研修の実施

## VIII 重大事態への対処

### 1 「重大事態」の判断

いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態）、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）については、以下の対応を行う。また、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、迅速に、報告・調査等に当たる。

※生命、心身又は財産に重大な被害とは、例えば以下のケースを想定している。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※相当な期間とは

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ・学校または市教育委員会の判断により、一定期間連続して、欠席が連続する場合も含む。

### 2 「重大事態」の対応

学校は、美濃市教育委員会に対して速やかに第一報を報告する。そして、美濃市教育委員会の指導のもと、調査委員会の設置を検討する。

<学校が調査主体で調査委員会を立ち上げるような重大事態への対応>

- (1) 学校の下に、重大事態の調査組織（牧谷小学校いじめ調査委員会）を設置する。
  - ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - ・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- (3) いじめを受けた子ども及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法で、経過報告を求める。）
  - ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。
  - ・得られたアンケートは、いじめられた子どもや保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。
- (4) 調査結果を学校の設置者（美濃市教育委員会）に報告する。
  - ・いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた子ども又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- (5) 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

## IX 学校における資料の保管、いじめ事案の記録及び引継ぎ

### 1 資料の保管

- ・学校で準備した記録簿、全校に実施したアンケートの質問票の原本等の一次資料（アンケートの質問票の原本等）の保管期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとする。
- ・二次資料（アンケートや聴取の結果を記録した文書等）及び調査報告書の保管期間は、指導要録との並びで5年とする。
- ・保管については、保管場所や保管担当者を明確にするとともに、必要に応じて職員が閲覧できるようにする。
- ・年度ごとのいじめ事案についてまとめた文書を作成する。

### 2 いじめ事案の記録

- ・学校で記録簿を準備し、いじめ事案については、記録簿に記録（5W1Hなど）する。
- ・事実の記録は、いじめが始まったのはいつか、いじめに至った経緯（事実のみ）はどのようなか、について客観的に残す。また、「どんなメンバー（組織）で」「どういう意志決定をしたか（指導の根拠）」「今後、どう指導するのか（指導の内容）」について残す。
- ・児童生徒に聴き取りをするときは、複数名で対応する。（1名は聴き取り、1名は記録担当として記録を残す）また、女子児童生徒の場合は必ず女性教職員が同席する。さらに、連続して長時間に及ぶ聴き取りにならないように心身の健康に十分配慮する。

### 3 次年度以降への引継ぎ

- ・年度末には、「いじめ未然防止・対策委員会」を開き、本年度に起きたいじめに関わる内容を確認し、次年度の進級学年や卒業後の進学先に確実に引き継ぐための準備を行う。
- ・新年度当初には、「いじめ未然防止・対策委員会」を開き、入学前や前学年までのいじめに関わる情報を確認し、確実に引継ぎを行うと共に再発防止に努める。

## X その他いじめの防止等のための対策に関する事項

学校は、法の施行状況等を勘案して必要に応じ市及び学校の基本方針の見直しを検討し、改定した場合には公表する。

### 改訂履歴

- 平成26年4月1日策定
- 平成30年4月1日改定
- 令和2年6月19日改定
- 令和3年4月1日改定
- 令和3年6月1日改定
- 令和4年4月1日改定
- 令和4年6月1日改定